

横浜市金沢産業振興センターサービス棟 1 階貸室改修工事 特記仕様書

1-1 件名	横浜市金沢産業振興センターサービス棟 1 階貸室改修工事
1-2 履行場所	横浜市金沢区福浦一丁目 5 番 2 横浜市金沢産業振興センター
1-3 履行期間	契約締結日から令和 7 年 3 月 19 日まで
1-4 工事の目的	サービス棟 1 階貸出施設の改修工事を行う。
1-5 現場責任者	現場責任者は、建設設備の取扱いに精通した者とする。
1-6 共通仕様	図面及び本特記仕様書に記載無き事項は、次による。 ※「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※「建築工事標準詳細図」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「公共建築工事（改修工事）標準仕様書」（最新版） （国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修） ※「横浜市住宅建設工事特記仕様書」 ※「横浜市公共住宅改修工事特記仕様書」 ※「横浜市建築工事特記仕様書」 ※「横浜市建築改修工事特記仕様書」 ※「横浜市木造建築工事特記仕様書」 ※「横浜市解体工事特記仕様書」 ※「横浜市建築局監修：電気設備工事施工マニュアル」 ※「横浜市建築局監修：機械設備工事施工マニュアル」
1-7 改修内容	改修工事の主な内容は、次のとおり 1 厨房調理場内撤去工事 （1）不要給排水管切断撤去 1 式 （2）不要ガス管切断撤去 1 式 （3）不要器具・グレーチング類撤去 1 式 （4）天井換気扇ダクト露出部解体 5 箇所 （5）排水溝碎石敷設 28m

- (6) 同上コンクリート充填 28m
- (7) グリストラップ砕石敷設 1箇所
- (8) 同上コンクリート充填 1箇所
- (9) 段差部研り・撤去（縁石部分のみ） 1式
- (10) 土間撤去跡モルタル補修 1式
- (11) 壁面・土間油脂類洗浄処理 1式
- (12) クラック部2液エポキシパテ充填 1式
- (13) ユータック油面用プライマー 1セット
- (14) 同上塗布作業費 105 m²
- (15) ユータック E-30N ローラー用 32セット
- (16) 同上塗布作業費 105 m²
- (17) 養生及び消耗品 1式

2 灯り取り天井塞ぎ工事

- (1) 不要器具撤去 1式
- (2) LGS 下地工事 42 m²
- (3) 天井点検口 455×455 3台
- (4) ジプトーンライト 455×910 8枚 15 ケース
- (5) 同上張付工事 点検口含 42 m²
- (6) 見切り縁固定 32 m²
- (7) 養生及び消耗品 1式

3 客室側不要物撤去工事

- (1) 木製ベンチ解体・撤去 14m
- (2) 壁面撤去跡補修工事 14m
- (3) 可動パーテーション解体・撤去（パネルのみ）1式
- (4) 仮設ベニヤ間仕切り解体・撤去 17.4 m²

4 床仕上げ工事

- (1) 既存床シート撤去 326 m²
- (2) ケレン・樹脂モルタル補修処理 材工共 326 m²
- (3) 長尺シート フロアリュウムマーブル2.0mm 230m
- (4) 専用接着剤 エコ A600 15kg 8本
- (5) 溶接棒 10箱
- (6) 長尺シート貼付工事 326 m²
- (7) 資材運搬・搬入費 1式
- (8) 消耗品及び雑材料費 1式

5 出入口両開き扉改修工事

- (1) 既存木製扉撤去 4扉
- (2) 新規アルミ框両開き扉 W1870×H2020 2開口
- (3) アルミ曲げ金具 2セット
- (4) 強化ガラス組み込み 材工共 4扉
- (5) 現場範裕・設置工事 1式
- (6) MIWA HMD-1 2台
- (7) ドアクローザー P-182 2台
- (8) 同上金物類固定工事 2開口

6 パーテーション設置工事

- (1) PP 全面パネル・ランマパネル W900×H2675 40 セット
- (2) エンドポール 1 セット
- (3) 資材運搬・搬入費 88.6 m²
- (4) 現場設置工事 88.6 m²
- (5) 養生及び消耗品費 1 式
- (6) 発生材・残材処分費 8.5 m³ 6 台

7 設備材料費

- (1) 電線 EM-EEF 2.0×3C 400m
- (2) 電線 FCPEE/F 0.9mm×1P 120m
- (3) 分電盤 特型 1 台
- (4) 非常灯 NNFB91605C 8 台
- (5) LED 照明蛍光型 XLX469DEN LE9 85 台
- (6) 電力量メーター 単相 3 線用 2 台
- (7) 電力量メーター 3 相 3 線用 2 台
- (8) 電力メーター用キャビネット 1 台
- (9) LED 照明蛍光灯型取付用鋼材 1 式
- (10) 雑材費 1 式

8 設備工事

- (1) 分電盤改修 1 式
- (2) 新設分電盤設置 1 台
- (3) 電力メーター取付 2 台
- (4) ダウンライト撤去 101 台
- (5) LED 蛍光灯型 鋼材組合む 74 台
- (6) 非常灯交換 8 m²
- (7) 蛍光灯交換 鋼材組合む 11 台
- (8) 電源配線 EEF2.0-3C 400m
- (9) 照明用スイッチ設置 1 式
- (10) エアコン電力メーター用キャビネット設置 1 台
- (11) エアコン電力メーター取付 2 台
- (12) エアコン室内機移設 1 台
- (13) エアコン用リモコン移設 5 台
- (14) エアコン用リモコン配線延長 120m
- (15) コンセント設置 8 箇所
- (16) 点検口新設 3 箇所
- (17) 産業廃棄物処理費 1 式

1-8
適用範囲

現場の施工に際し、次の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず工事受注者の責任において全て完備すること。

1-9
疑義

本仕様書に定めた事項について疑義が生じた場合は、公益財団法人横

1-10
現場の施行

浜企業経営支援財団（甲）と協議を行い、指示に従うこと。
また、施工中に疑義の生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

- 1 設計図書、甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書、施工図等に従って施工すること。
また、本件施工に際しては、次の事項を遵守すること。
 - (1) 既存の旧厨房調理場は、不要な給排水配管、ガス管、グレーチング等を撤去し床面の凸凹を修正し、モルタル補修後に塗装して仕上げる。
 - (2) 既存の旧食堂中央の灯り取り箇所は、天井を塞ぎ、照明設備を設置する。
 - (3) 既存の旧食堂の西側の木製ベンチ等を撤去し、壁面を補修すること。
 - (4) 既存の旧食堂の床材を撤去し、樹脂モルタルで補修し、長尺シートを張り替えること。
 - (5) 既存の旧食堂出入口両開き扉を撤去し、新たに2箇所新規アルミ框両開き扉を設置すること。
 - (6) 旧食堂を2分するパーテーションを設置し、それぞれに照明スイッチ、空調用リモコンスイッチを設置すること。また、区分ごとに室内機が機能するように、一部室外機を移設すること。
 - (7) 既存の分電盤から新設分電盤へ電気を供給し、新設分電盤には、一般電力用積算電力量計（パルス発信付）を2台設置すること。
 - (8) 旧食堂、厨房の照明器は、撤去し、新たにLED 蛍光型の照明器具を設置すること。
 - (9) 旧食堂の非常灯を交換すること。
- 2 工事後の空調設備、電気設備の試験、調整を行い、支障無く使用できる状態とすること。
- 3 産業廃棄物処分、その他必要な手続きを含む。
- 4 施設の電気主任技術者の立会いについては、受注者が施設管理者と調整の上、必要に応じて実施すること。

1-11
安全管理

- 1 施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応をすること。
- 2 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。
- 3 施工中に事故が発生した場合は、直ちに適正な措置を行うとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。
- 4 重要な工作物に接近して施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置、緊急時の応急措置、連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。
- 5 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。
- 6 危険物を使用して施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願

いを提出し、許可を得ること。

- 7 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けるとともに、立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運営しながらの工事になるため、施設に支障が生じないように十分配慮すること。

(1) 仮設

本工事に必要な電源・水道は、既存設備から供給する。

高所作業足場等を使用する場合は、転落防止措置を施し、安全に作業を実施すること。

(2) 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。また、必要に応じ、マニフェストを提出すること。

(3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(4) 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

(5) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように施工すること。

イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。